

適切な受診のためのお願い

接骨院・整骨院

にかかるときの ②つのポイント

接骨院や整骨院で治療（施術）を受けるとき、健康保険が使える場合と、使えない場合があります。健康保険が使えない場合には、全額自己負担になります。ここでは、治療を受ける前におさえておきたい、2つのポイントをご紹介します。



POINT 1

健康保険が使える範囲



Q 慢性的な肩こりは、接骨院・整骨院で健康保険を使って治療を受けることができますか？

A

単なる肩こり、筋肉疲労などに対する治療には健康保険は使えません！



健康保険が使えない場合

- 日常生活からくる肩こり
- 神経痛・リウマチ・五十肩などによる痛み
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- 医療機関で治療中のもの
- 仕事や通勤途上の負傷



例えば

- 最近、肩が凝っていて…
- 病院で先生に診てもらっているけど…

健康保険が使える場合

- 骨折・脱臼
※骨折・脱臼の場合は**医師の同意が必要**です。ただし、応急手当は医師の同意は不要です。
- 打撲・捻挫・挫傷（肉離れなど）

例えば

- 家のなかで、重い荷物を運んだときに、腰を痛めた
- 買い物の途中で階段で滑り、足を捻った
- 運動をしていたときに転んで、腕の骨を折った



接骨院・整骨院

にかかるときの 2 つのポイント



POINT 2

治療を受けるときのチェックポイント

☐ 痛みの原因や症状を具体的に伝えましたか？

- 「いつ、どこで、何をして、どの部分が痛くなったのか」痛みの原因を柔道整復師へ具体的に伝えましょう。

☐ 署名するとき、療養費支給申請書の内容を確認しましたか？

- 負傷名・日数・金額等をよく確認のうえ、療養費支給申請書に署名（または捺印）してください。また、申請書には、氏名・住所・郵便番号・電話番号を忘れずに記入しましょう。

☐ 症状の改善はみられましたか？

- 長期間通っても症状の改善がみられない場合は、内科的要因（病気による痛み）も考えられます。一度医師の診察を受けましょう。



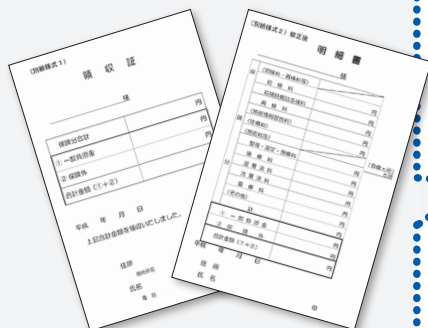
☐ 治療内容をメモしましょう！

- 治療日、治療を受けた部分、支払った額などはメモしておきましょう。

治療日	治療部分 (例：腰、右足等)	支払額
月 日 ()		円
月 日 ()		円
月 日 ()		円
月 日 ()		円
月 日 ()		円
月 日 ()		円
月 日 ()		円
月 日 ()		円

領収証、明細書の発行について

平成 22 年 9 月 1 日から治療を受けた方に対する「領収証の無料発行」、希望者に対する「明細書の発行（有料の場合もあり）」が義務化されました。忘れずに保管しておきましょう。



☐ 領収証はもらいましたか？

- 治療を受けたときは、柔道整復師に治療内容を確認し、受けた日ごとに領収証をもらって保管しましょう。

健康保険組合からのお願い

- ◆接骨院・整骨院の請求のなかには、「部位ころがし※1」、「水増し請求※2」、「架空請求※2」などの不正請求も見受けられます。
- ◆行政刷新会議や会計検査院から適正化が指摘され、健保組合としても審査の強化が求められています。

- ◆健保組合では、不正請求等を防ぐため、加入者の皆さんに治療内容や受診の原因などを照会場合があります。
- ◆加入者の皆さんの貴重な保険料を適正に使用するためにも、適切な受診にご理解・ご協力をお願いいたします。



※1) 部位ころがし……手首の次は肘、首の次は肩などと、新たに別の部位が負傷したことにして、長期にわたり繰り返し治療を続ける行為。

※2) 水増し請求・架空請求……実際の治療日数や負傷部位を実際よりも多くして請求したり、実際には行っていない治療を行ったとして請求する行為。

適切な受診のためのお願い

はりきゅう・マッサージ にかかるときの ③つのポイント

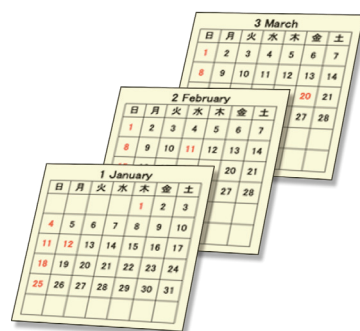
はりきゅう・マッサージのすべての治療（施術）に、健康保険が使えるわけではありません。ここでは、治療を受ける前におさえておきたい3つのポイントをご紹介します。



POINT 1

医師の同意

- はりきゅう・マッサージの治療は、**医師が認めた場合に限り**健康保険が使えます。
- はじめて治療を受ける場合は、**医師の同意書または診断書が必要**です。
- はりきゅう・マッサージの治療を継続して受ける場合は、**3か月に一度、必ず医師の再同意**が必要となります。



POINT 2

健康保険が使える範囲

はりきゅう

健康保険が使える

- 神経痛
- リウマチ
- 頸腕症候群^{けいわん}
- 五十肩
- 腰痛症^{けいついねんざ}
- 頸椎捻挫後遺症

※主に上記6疾患であり、慢性病で医師による適当な治療手段のない場合のみ



使えない

医療機関（病院や診療所など）で
同一疾病の治療を受けている場合

マッサージ

- 筋麻痺^{きんまひ}
- 関節拘縮^{かんせつこうしゆく}

※一律に診断名によることなく、筋麻痺や関節拘縮などの症状がみられる場合のみ



単に疲労回復や慰安を目的としたもの、
疾病予防のためのマッサージである場合

はりきゅう・マッサージ

にかかるときの ③つのポイント



POINT 3

治療を受けるときのチェックポイント

☐ 症状を正しく具体的に伝えましたか？

- 「いつ頃から、どの部分が、どのように痛むのか」具体的に症状を鍼灸師・マッサージ師へ伝えましょう。

☐ 領収証はもらいましたか？

- 治療を受けたときは、鍼灸師・マッサージ師に治療の内容を確認し、受けた日ごとに領収証をもらって保管しましょう。

☐ 治療内容をメモしましょう！

- 治療日、治療を受けた部分、支払った額などはメモしておきましょう。

治療日	治療部分 (例：腰、右足等)	支払額
月 日 ()		円
月 日 ()		円
月 日 ()		円
月 日 ()		円
月 日 ()		円
月 日 ()		円
月 日 ()		円
月 日 ()		円
月 日 ()		円
月 日 ()		円
月 日 ()		円
月 日 ()		円
月 日 ()		円
月 日 ()		円
月 日 ()		円
月 日 ()		円

☐ 症状の改善はみられましたか？

- 長期間通っても症状の改善がみられない場合は、内科的要因(病気による痛み)も考えられます。一度医師の診察を受けましょう。



ご存知ですか？ 往療について

最近、患者の自宅で治療をする「往療」が増えています。健康保険における往療は、「歩行困難など、真に安静を必要とするやむを得ない理由がある場合に限り」認められています。

例えば、歩行は困難であるが一人で会社通勤が可能だったり、単に鍼灸院や治療院に赴くことが面倒などの理由では認められませんのでご注意ください。

健康保険組合からのお願い

- ◆はりきゅう・マッサージに係る保険請求の中には、健康保険の対象とならない疾患への治療や医師の同意のない治療などの不適切な請求も見受けられます。
- ◆厚生労働省の審議会などでも適正化が指摘され、健保組合としても審査の強化が求められています。
- ◆健保組合では、そのような不適切な請求を防ぐため、加入者の皆さんに治療内容などを照会する場合があります。
- ◆加入者の皆さんの貴重な保険料を適正に使用するためにも、適切な受診にご理解・ご協力をお願いいたします。

適切な受診のための
お願いです

